

登録申請書類の提出日

〇〇年 〇〇月 〇〇日

（一財）自然環境研究センター理事長 殿

**記入例**

申請者（※1）

氏 名 **自然 研太郎**

住 所 〒**130-8606**

**東京都墨田区江東橋3-3-7**

電話番号 **03-6659-6018**

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第20条第2項の規定に基づき、国際希少野生動植物種の個体及び個体の加工品の登録について、次のとおり申請します。

登録を受け る国際希少 野生動植物 種の個体及 び個体の加 工品	種 名	<b>ワニトカゲ</b>
	区 分 (該当する文字を丸で囲むこと。 その他に該当する場合は、括弧内 に具体的内容を記入すること)	<b>生体</b> 卵・その他 ( ) はく製・その他 ( )
	主な特徴 (※2)	<del>体長</del> (〇〇年〇月〇日計測) 全長 <b>310.0mm</b> 体重 <b>580.0g</b> 性別 <b>雄</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不明の場合は性別不明と記入</span> その他の特徴
	所 在 地	<b>申請者住所に同じ</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">登録申請時における個体の所在地</span>
	個体に講じた個体識別措置 及び個体識別番号 (※3)	個体識別措置: <b>マイクロチップ</b> 脚環 個体識別番号: <b>ABCD12345</b>
	規制適用前取得の要件である 「2」を○で囲む  登録の対象となる要件 (該当する要件の数字を丸で囲むこと。)	<p>1 本邦内において繁殖させた個体又は個体の加工品であること（政令（※4）第8条第1号関係）</p> <p><b>2</b> 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）が登録を受ける個体又は個体の加工品に適用される前に本邦内において取得され、又は本邦に輸入された個体又は個体の加工品であること（政令第8条第2号関係）</p> <p>3 関税法（昭和29年法律第61号）第67条の許可を受けて輸入された個体又は個体の加工品であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであること</p> <p>(1) 商業的目的で繁殖させた個体又は個体の加工品であること（政令第8条第3号イ関係）</p> <p>(2) ワシントン条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体又は個体の加工品であること（政令第8条第3号ロ関係）</p> <p>(3) 政令別表第7に掲げる登録対象個体群（ワシントン条約附属書Iに掲げられる種と同じ種であるが、特定の地域個体群として附属書Iから除かれている個体群）の個体又は個体の加工品であること（政令第8条第3号ハ関係）</p> <p>4 1～3までに掲げる個体であって、既に登録を受けたもののうち、当該登録の有効期間が満了したもの</p>
動植物の管 理者（所有 者と異なる 場合）	氏 名	
	住 所	
		電話番号

1. 「主な特徴」欄の記載にあたっては、以下の点に留意すること。

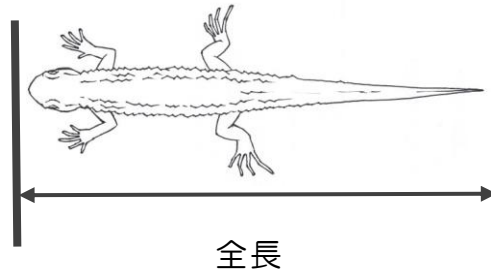
(1) 以下の数値を計測すること。

① 全長

② 体重

(2) 性別（雄または雌）を記入すること。性別が不明の場合は「雌雄不明」とすること。

(3) 明確な特徴があれば、「その他の特徴」として記載すること。



2. 写真（登録申請前3ヶ月以内に撮影したカラー写真）

(1) 以下の部位を識別可能かつ鮮明に撮影してください。

個体全体について、次の角度から撮影したもの

① 真上

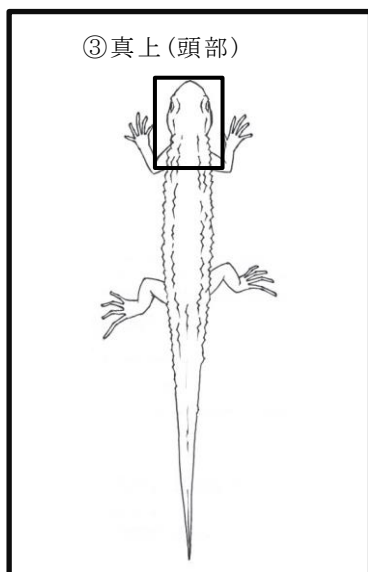
② 真横（左側面）

頭部について次の部位を接写したもの

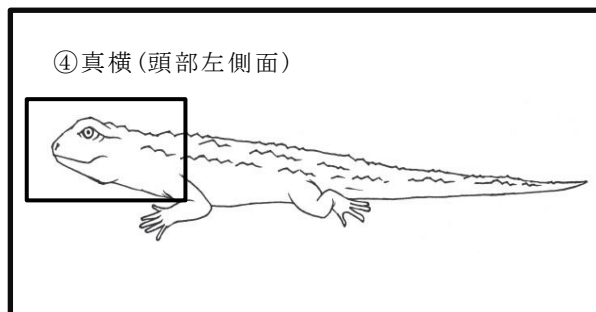
③ 真上

④ 真横（左側面）

① 真上（個体全体）



② 真横（個体全体左側面）



(2) 複数の個体を登録申請する場合、各個体の上記①～④の写真（添付した別紙と対応させた通し番号（申請番号）を各写真に記載すること）のほか、すべての登録申請個体を集合させ、個体数が確認可能な写真も撮影すること。

(3) 撮影日がわかるようにすること。

写真の裏面、もしくは写真を貼付した A4 用紙に撮影日を記入する。

3. この他に、マイクロチップによる個体識別措置およびマイクロチップ番号を記入すること。

合わせてマイクロチップ識別番号証明書およびマイクロチップ番号を判別できる写真を提出すること。

注) 申請内容によって、書面や写真の追加が生じる場合があります。